

2027 年国際園芸博覧会屋内出展基本設計業務仕様書

1 委託業務の名称

令和 7 年度「2027 年国際園芸博覧会屋内出展基本設計業務」

2 委託業務の目的

2027 年に神奈川県横浜市で開催予定の国際園芸博覧会に出展し、チューリップなどの県産花きの魅力を国内外へ発信することで、県産花きにおける担い手の確保や販売先及び需要の拡大、県内の花きイベントへの観光客の誘致、関係人口の創出を図ることとしている。

本業務は、2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の概要や本県の出展計画を踏まえ、本業務においてご提案いただく基本設計の前提となる屋内展示の基本コンセプトや展示デザイン等をもとに、屋内展示の基本設計業務を行うことを目的とする。

3 契約期間

委託契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）までとする。

4 委託業務の内容

本委託で実施する業務は、令和 7 年度「2027 年国際園芸博覧会屋内出展基本設計業務」業務委託契約書に従い、以下の業務を行う。なお、業務の実施に関する基本的な考え方については、富山県と十分に協議・調整すること。

（1）屋内展示コンセプトならびに実施計画の策定

富山県の花きの魅力発信や本県への来訪意欲、波及効果に関する考え方、並びに今回の園芸博覧会のテーマ、サブテーマなど博覧会の理念継承に関する考え方を踏まえて屋内展示のコンセプトを策定する。

（2）基本設計に基づいた計画図（全体平面図・植栽平面図・立面図・設備概要図）の作成

展示デザインにおいては国際園芸博覧会協会が設定するガイドライン等を留意、遵守すること。

（3）県産花きの P R 手法の検討および P R 計画の策定

屋内展示コンセプトと連動し、富山県への来訪意欲を促進させる P R 手法の検討および計画の策定

（4）業務スケジュールの策定

実施設計ならびに制作業務まで含めたスケジュールの策定

（5）展示する花、資材備品の調達、運搬方法の策定

展示スペースに飾る花や花を植栽または生ける資材の調達先、調達方法、屋内展

- 示を良好な状態に保つための花の入れ替え、運搬方法などについて検討
- (6) その他
出展終了まで無事に博覧会に参加できる体制を整備するための保険の加入についての考え方について
- (7) 実施設計・制作における概算費用の算出
展示施工・維持管理・撤去に関する概算費用とする。

【参考情報】2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の概要や本県の出展計画

1 2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の概要

- ・開催場所：神奈川県横浜市 開催期間：2027(令和9)年3月19日～9月26日(約6か月間)
- ・主催：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
- ・国際園芸博覧会(A1クラス)として平成2年「大阪花の万博」以来37年ぶりの日本開催

2 本県の出展計画

(1) 出展目的

チューリップなどの県産花きの魅力を国内外へ発信し、県産花きにおける担い手の確保や販売先及び需要の拡大により生産振興に資するとともに、県内の花きイベントへの観光客の誘致、関係人口の創出を図る。

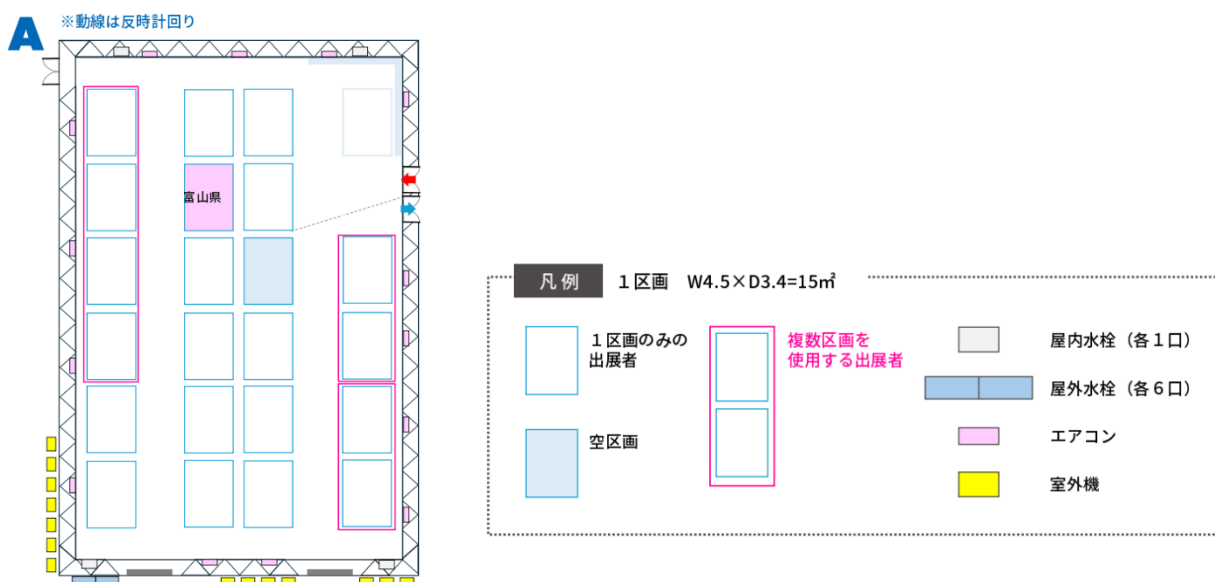
(2) 出展の概要

- ・屋内出展：1区画 15 m² (4.5m×3.4m)
- ・出展期間：令和9年3月19日～3月28日の1期間（10日間）

※前後2日間で設置、撤去

3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
設置													撤去

・出展区画配置



(3) 本県の出展テーマ：「とやまのウェルビーイングを支える花と緑」

(展示の構成とイメージ)

- ① 県花であるチューリップなどの球根を中心に展示
- ② 日本一のチューリップ球根生産を支えるオリジナリティの高い「県育成品種」
- ③ プランターに加え「水耕栽培」も取り入れ、本県の豊かな水資源や水田をイメージ
- ④ 立山連峰や河川、散居村などの伝統文化のパネルや造形物の展示による「とやまテロワール」発信
- ⑤ チューリップ産地をPRするパネル展示やパンフレット等の配布による販路拡大や観光客の誘致

(となみチューリップフェア、入善フラワーロード、春の四重奏など)

(イメージ)



(4) 市町村他団体との連携

本事業は富山県と市町村・富山県花卉球根農業協同組合で共同出展を想定

5 業務完了報告

令和8年2月27日（金）までに、経費内訳が分かる資料を添えて、業務完了報告書を紙媒体及び電子データで提出すること。

6 成果物の仕様

以下の成果物について、別途指定する期限までに提出すること。（提出方法についても、別途指定）

(1) 屋内展示コンセプトならびに実施計画の策定

- ① 展示コンセプトならびに実施計画が網羅された基本設計企画書
- ② 展示コンセプトが表現された展示空間イメージスケッチ

- ③展示コンセプトを具現化するための実施体制表
- ④その他本業務の目的に資する運営やプロモーションに関するアイデア
- (2) 基本設計に基づいた計画図（全体平面図・植栽平面図・立面図他）の作成
 - ①全体平面図
 - ②植栽平面図（植栽概要（使用する花きの種類、量等）を記載する）
 - ③立面図（2方向以上とする）
- (3) 県産花きのPR手法の検討およびPR計画の策定
 - ①PR手法に関する企画書
 - ②企画内容を具現化するためのPR実施計画書
- (4) 業務スケジュールの策定
 - 実施設計ならびに制作に関するスケジュール表
- (5) 展示する花、資材備品の調達、運搬方法
 - 展示スペースに飾る花や花を植栽または生ける資材の調達先、調達方法、屋内展示を良好な状態に保つための花の入れ替え、運搬方法などについて
- (6) その他
 - 出展終了まで無事に博覧会に参加できる体制を整備するための保険の加入についての考え方について
- (7) 実施設計・制作における概算費用の算出
 - ①展示施工費（花材、植栽備品含む）に関する概算費用書
 - ②植栽の入れ替えに関する概算費用書
 - ③撤去に関する概算費用書
 - ④その他保険料等必要な概算費用書
- (8) 実績報告書
 - 納品先は、富山県 農産食品課とする。

7 著作権等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、富山県個人情報保護条例及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

9 再委託について

- (1) 受託事業者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託事業者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で富山県の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、富山県と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 業務実施に当たっては国際園芸博覧会協会が定める規則及びガイドライン、また、持続可能性に配慮した調達コード等に留意し、遵守すること。
- (3) 本屋内展示については、令和8年度に実施設計業務及び制作業務を事業者に別途委託するため、当該業務の委託事業者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (4) 富山県が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (5) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、富山県と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (7) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、富山県と協議して決定すること。